

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市食育推進会議
根拠法令等	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
設置年月日	平成19年7月1日
所掌事務	食育基本法第18条第1項の規定により、川崎市食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。 また、本市の食育の推進に関する重要事項を審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。
委員数	19名
委員の構成	市長、学識経験者、食育推進関連団体の代表、公募による市民代表
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	健康福祉局 保健所 健康増進課 電 話 044(200)2451 ファックス 044(200)3751
ホームページアドレス	